

情 報 局 編 輯

# 週 報

四 月 九 日 號

第 三 五 號

昭 和 十 二 年 四 月 九 日 發

● 種 務 物 認 可 行

( 每 週 一 回 水 曜 日 發 行 )



五 錢

**借地法と借家法の改正**

戦争と金屬回收の話

學生と政治運動

今年度の體力検査

鮮魚介の配給統制規則

**激化する國共相剋**



露光量違いにより重複撮影

週報

(二三五號)  
四月九日

- 借地法及び借家法の改正……………二
- 鮮魚介の配給統制……………一〇
- 作付調整について……………一七
- 戦争と金属の回収……………三三
- 學生と政治問題……………三六
- 十六年度努力検査について……………三五
- 激化する國共相剋……………三三

週聞

三月二十九日(土)  
▼三笠宮崇仁親王殿下、高木百合子姫と御婚約の旨宮内省發表(三月三十一日)  
▼國民政府瀋陽一周年記念日(三月三十一日)  
▼皇太后陛下、靖國神社に行啓  
▼華南作戦の敵遺棄死體二千六百▼大政翼賛會改組案を閣議で決定▼松岡外相ローマ着  
▼ソ聯領漁區發賣に日本側五漁區を失ふ  
四月二日(火)  
▼皇太后陛下、臨時東京第三陸軍病院に行啓▼國民學校の始業式▼生活必需品物資統制令公布▼日本銀行兌換券發行最高限度を四十七億圓に決定▼東京市をはじめ六大都市にお米の通帳調實施▼松岡外相、ムッソリーニ伊首相と初會談▼鐵・鋼の特別回收實施▼ビルマ鐵道を雲南へ延長の旨、英當局言明▼獨伊船舶抑留をハル米國務長官、米湖諸國へ通告  
四月三日(水)  
▼皇太后陛下、横須賀海軍病院に行啓▼江西作戦を完了、敵遺棄死體八千九百▼小倉正恒氏、無任所大臣に親任さる▼大政翼賛會改組案を翼賛會本部發表  
四月四日(木)  
▼ユーゴスラヴィア國の反獨運動激化▼獨空軍、イングリッド地方を猛爆す  
四月五日(金) 榮佳日  
▼海軍次官豊田貞次郎氏商工大臣に、鈴木貞一中將企畫院總裁に親任さる▼海軍次官に澤本頼雄中將就任▼南支方面海軍最高指揮官に新見政一中將就任▼アンガニスタン經濟使節團一行入京

辛辰

週誌

詩

露光量違いにより重複撮影



(二三五號)  
四月九日

週

報

- 借地法及び借家法の改正……………二
- 鮮魚介の配給統制……………一〇
- 作付調整について……………一七
- 戦争と金屬の回收……………三三
- 學生と政治問題……………三六
- 十六年度體力検査について……………三六
- 激化する國共相剋……………四〇

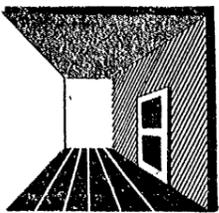
週

日

- 三月二十九日(土)
  - ▽三笠宮崇仁親王殿下、高木百合子姫と御婚約の旨宮内省発表
  - 三月三十日(日)
    - ▽國民政府還都一周年記念日
    - 三月三十一日(月)
      - ▽皇太后陛下、靖國神社に行啓
      - ▽蘇南作戦の敵遺棄死體二千六百
      - ▽大政翼賛會改組案を閣議で決定
      - ▽松岡外相ローマ着
      - ▽ソ聯領漁業競争に日本側五漁區を失ふ
    - 四月一日(火)
      - ▽皇后陛下、臨時東京第三陸軍病院に行啓
      - ▽國民學校の始業式
      - ▽生活必需品統制令公布
      - ▽日本銀行兌換券發行最高限度を四十七億圓に決定
      - ▽東京市をはじめ六大都市にお米の通販制實施
      - ▽松岡外相、ムッソリーニ伊首相と初會談
      - ▽鐵道特別回收實施
      - ▽ビルマ鐵道を雲南へ延長の旨、英行入京
- 三月三十日(日)
  - ▽獨伊船舶扣留をハル米國務長官、米洲諸國へ通告
  - 四月一日(金)
    - ▽皇后陛下、横須賀海軍病院に行啓
    - ▽江西作戦を完了、敵遺棄死體八千九百
    - ▽小倉正恒氏、無任所大臣に親任さる
    - ▽大政翼賛會改組案を翼賛會本部発表
  - 四月三日(土)
    - ▽ユーゴスラヴィア國の反獨運動激化す
    - ▽獨空軍、イングランド地方を猛爆す
    - 四月四日(日)
      - ▽海軍次官豊田貞次郎氏商工大臣に、鈴木貞一中将企畫院總裁に親任さる
      - ▽海軍次官に澤本賴雄中將就任
      - ▽南支方面海軍最高指揮官に新見政一中將就任
      - ▽アフガニスタン經濟使節團一行入京

聞

誌



## 借地法及び借家法の改正

借地法と借家法の改正法律が今度の議會を通過し、去る三月十日公布、即日施行された。司法省では、これを機會に借地法、借家法及び借地借家調停法の施行地區を全國に擴張し、從來跛行的であつた借地・借家關係の法規を全國的に統一した。今回の改正法もまた全國の借地・借家關係を規制するわけである。以下簡単に改正の要點を説明しよう。

### 改正の趣旨

支那事變が勃發するや、殷賑産業の發展と資材の不足

に驅られて、借地・借家は頓に拂底し、その價格は一般に昂騰した。しかるに、地代・家賃統制令は、地代・家賃を昭和十三年八月四日の額で釘付けにしたため、地主・家主は地代家賃の値上がりができないことになつた。そこで、地主・家主の中には、借地・借家の明渡しを請求し、これを他に有利に使用したり、或ひは賣却して利益を收めようとする者を生ずるに至つた。これがため、地主・家主は賃貸借の期間が満了しても契約の更新をせず、また家賃の賃貸借については解約をなし、借地・借家の引上を策したのである。

更新を拒絶され又は解約の申入れを受けた借地人・借

家人は、借地・借家の拂底のため他に移轉することが困難であり、假りに他に移轉できたとしても、配給統制等の關係で日用品の入手が容易でなく、日常生活にすら支障を來すやうな場合が少くない。このことは、借地人や借家人に脅威を與へ、不安を醸し、大きな社會問題とし、到底傍觀を許さない事態に立ち至つた。もちろん、

借地・借家の數に比べれば、更新拒絶又は解約申入れの數はきはめて少い。しかし、たとひ數は少くとも、社會不安を募らせる以上、これをそのままに放置することはできない。

戦時下においては、國民の多數を占める借地人・借家人の日常生活に關し、住宅の現状を維持することは、最少限度の要請である。これがため、政府では、借地法及び借家法の改正を企て、從來、地主・家主の自由に放任されてゐた更新の拒絶と解約の申入れを、「自ら使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合」に制限した。

この改正について、司法當局は、貴族院の本會議で次

のやうに所信を述べ、趣旨の徹底につとめた。

「この改正案は、住宅問題に關する社會不安を拂拭し、社會生活の安定を圖らんとするのでありまして、善良なる地主・家主を抑壓する趣旨を含んでおりませんことは勿論、惡質なる借地人・借家人を保護するといふ趣旨は、些かも含んでおりません。この改正案は、どこまでも賃料延滞その他の債務不履行なき借地人・借家人が單なる更新の拒絶又は解約の申入れにより、その住居を失ひ日常生活にも差支へを生ずるといふ事實に鑑み、これを調整せんがため立案したのでございます。社會生活の安定は、政府が常に心がけてゐるところでございますが、特に現時の如き戦時下におきまして住宅問題にからまる社會不安は、これをそのままに放置するを許さないものでありまして、この改正案は社會不安を除かんとする以外に他意ないのでございます。

政府と致しまして、善良なる地主・家主が惡質なる借地人・借家人のため迷惑を蒙ることが少くないといふ事實に目を掩ふものではありません。この弊害は現行法

の下におきまして十分これを防止する考へてございませぬ。

借家人・借家人に賃料延滞等の債務不履行ある場合に、民法上認められてゐる地主・家主の権利は、本改正案によりいさゝかも制限を受けてをりません。地代又は賃料の不拂ある場合、現行法におきましては、地主・家主に、或ひは地上権の消滅請求権を與へ、或ひは契約の解除権を與へてをりますことは御承知の通りであります。また地主・家主に無断で賃借人が賃借中の土地・建物に他人に賃貸し又は賃借権を譲渡致しました場合には、これを以て地主・家主に對抗できぬのみならず、かへつて地主・家主に契約の解除権を認めてをります。かやうな権利の行使により地主・家主は十分自己の権利を擁護できるのであります。加ふるに、右の如き場合は本改正案にはゆる正當の事由に該當すること勿論でありますから、地主・家主は契約の更新を拒絶することも、解約の申入れをなすことも共に自由でございませぬ。

### 改正の要點

今回の借地法及び借家法の改正は、すでに述べた通り、契約の更新の拒絶と、賃貸借の解約の申入れとを制限したわけであるが、その要點は、更新の拒絶又は解約の申入れをなすことを得る場合を、地主・家主が自ら土地又は建物を「使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合」に限定したことである。

通常の地主・家主は、何の理由もなく單に自己の金銭的利益だけを考へて、借家人・借家人を追立てるやうなことはしない。更新を拒絶し又は解約を申入れる場合には、必ず何か正當の事由があるに相違ない。今回の改正は、いはば、通常の地主・家主を標準とし、地主・家主の執るべき態度を指示したにすぎないといふことができるであらう。従つて、通常の地主・家主には、別に痛痒を與へない。換言すれば、形式的には一個の制限であるが、實質的には何等制限をしてゐない。このことは、正

當の事由の意義を明らかにすることによつて了解されるであらう。

この改正法で、「正當ノ事由」といつてゐるのは何を指すのか。地主・家主が自ら土地又は建物を「使用スルコトヲ必要トスル場合」が適例であるが、これは自ら使用する場合約の全部を含む趣旨ではない。自ら使用することが必要か否かを判断し、必要でない場合は除外される。故に借地を取戻して野菜畑とするとか、家屋を明渡させて物置とするやうな場合は、自ら使用する場合はあるが、自ら使用することを必要とする場合には當てはまらないことが多いであらう。

その他の「正當ノ事由」については、地主・家主の事情、借家人・借家人の事情、その他社會情勢等を考慮して判断しなければならぬ。故に一々學示することはできないが、だいたい借家人・借家人に賃料延滞その地の契約違反がある場合、地主・家主が自ら使用することを必要とする場合に準ずる場合等が考へられる。尤も、借家人・借家人に契約違反ある場合には、地主・家主は多くの場

合民法上契約を解除することができるから、更新の拒絶又は解約申入れのやうな迂遠な方法を選ぶことは恐らくあるまい。しかし、契約違反ある場合は一般に正當の事由に該當するといはねばならない。

議會で問題となつた正當の事由は次の通りである。

- (イ) 地代又は賃料の不拂ある場合
  - (ロ) 地主・家主の同意を得ることなく、土地又は建物の現狀を著しく變更した場合
  - (ハ) 地主・家主の同意を得ることなく、賃借権を譲渡し、又は土地若しくは建物を他人に賃貸した場合
  - (ニ) 賃借人が破産した場合
  - (ホ) 土地又は建物を自己の家族又は親族に使用させることを必要とする場合
  - (ヘ) 家族を事實上分家させることを必要とする場合
  - (ト) 建物の保存上移轉又は改築を必要とする場合
  - (チ) 借地・借家條件に違反した場合
- いふまでもなく、正當の事由になるか否かは、争ひとなれば裁判所が判断するわけであるが、大體これ等の場

合は、正當の事由ある場合と判断されるであらう。しかし、右の場合が常に必ず正當の事由とはいひ切れな  
い。例へば、賃料の延滞といつても、三日や五日の延滞  
で直ちに正當の事由ある場合となすことはできないし、  
また借地・借家の条件違反があつても、きはめて細微な  
ものは、正當の事由ある場合には該當しない。

だいたい正當の事由か否かは、圓滑な常識で考へれ  
ば、何人でもほぼ正しい判断に到達するであらう。

改正の要點は、以上に盡きるが、更に條文に立入つて  
説明することしよう。

#### 借地法の改正

#### 第四條

従来の規定は、「借地権消滅ノ場合ニ於テ建物アルト  
キハ借地権者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコトヲ得」となつ  
てをり、借地人に契約更新の請求権を認めてゐたが、地  
主は必ずしも更新請求を承諾する必要はなかつた。たゞ

これを拒絶すると建物の買取を要求されるから、建物の  
買取を欲しない地主は更新請求を承諾しなければなら  
ない。すなはち従来の規定は、借地人に建物の買取請求  
権を與へて間接に地主を強制してゐたのであるが、地主  
は必ずしも建物の買取を厭はないから、借地人は不利益  
な地位におかれてゐた。

今回これを改正して、「借地権消滅ノ場合ニ於テ借地権  
者カ契約ノ更新ヲ請求シタルトキハ建物アル場合ニ限り  
前契約ト同一ノ条件ヲ以テ更ニ借地権ヲ設定シタルモノ  
ト看做シテ、地主が承諾すると否とを問はぬのである。

しかし、常に更新するものとするれば、地主は如何なる事  
由があつても土地の取戻しができぬこととなり、いさゝ  
か穩當を缺くが故に、「土地所有者カ自ら土地ヲ使用スル  
コトヲ必要トズル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ニ於テ  
遲滞ナク異議ヲ述ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス」との但  
書を附け、正當の事由ある場合に異議を述べれば契約は  
更新しないこととし、地主と借地人との保護を調節し  
た。契約の更新がない場合には、借地人は建物の買取請

求をなすことができることは従前の通りである。

なほ更新された契約の期間については、第五條第一項  
の規定を準用したので、石造、土造、煉瓦造等の堅固な  
建物については三十年、その他の一般建物については二  
十年の期間更に借地権が存続する。尤もこの期間満了前  
建物が朽廢すれば、借地権はこれによつて終了する。

この規定は地主と借地人とが任意に契約を更新するこ  
とを妨げない。例へば、借地権消滅の場合に地主が契約  
の更新を申込み、借地人がこれを承諾すれば、契約によ  
る更新があるわけであり、期間については第五條の規定  
が當然に適用される。

#### 第六條

第二項が新設された。借地権が消滅した後、借地人が  
土地の使用を繼續する場合に、地主が遅滞なく異議を述  
べないと、契約は更新されたものと見做される。これは  
第一項の規定であるが、第四條を改正した關係上、「前項  
ノ場合ニ於テ建物アルトキハ土地所有者ハ第四條第一項  
但書ニ規定スル事由アルニ非サルハ異議ヲ述フルコトヲ

得ス」とし、地主が異議を述べない場合には、正當の事由の  
存在することを要件とした。

この改正によつて、借地権が消滅した場合には、借地  
人は、明白に更新請求をしても、または暗黙に土地使用  
を繼續しても同一結果となる。

#### 附則

本法は、本法施行前に設定した借地権にも適用される  
が、本法施行前に、既に借地権が消滅したものに於て  
は適用がないこと勿論である。

#### 借家法の改正

#### 第一條ノ二

建物の賃貸借には、期間の定めのある場合と期間の定  
めない場合とがある。期間の定めある賃貸借は期間満  
了と共に終了し、家主は引き続き賃貸するか否かを自由に  
決定することができるが、また期間を定めない賃貸借では、  
家主は随意に解約の申入れをすることができ、解約申

入れ後六ヶ月経過すると貸借は終了する。従つて借家人の地位はきはめて不安定である。これを調整するため、「建物ノ賃貸人ハ自ら使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ニ非サレハ賃貸借ノ更新ヲ拒ミ又ハ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得ス」と規定し、正當ノ事由を以て更新拒絶又は解約申入の要件とした。本條の新設の結果、正當ノ事由がない場合には、更新を拒絶し又は解約を申入れても、それは無効たるを免れない。

この規定は、本法施行前になした解約申入れにも適用される。しかし本法施行前既に六ヶ月を経過し、賃貸借終了の效力を生じてゐる場合には適用はない。故に、本法施行前に解約申入れがあり、未だ六ヶ月を経過しないものについては、解約申入れの正當ノ事由があるか否かを判断し、正當ノ事由がない場合には賃貸借は終了しないこととなる。

第二條  
従來の規定によると、期間の定めある賃貸借におい

て、「賃貸借ノ期間満了後賃借人カ建物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合」に家主が遲滞なく異議を述べないと、賃貸借は繼續するものと見做したのであつたが、これを改めて、「當事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メタル場合ニ於テ當事者カ期間満了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非サレハ更新セサル旨ノ通知ヲ爲ササルトキハ期間満了ノ際前貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更新ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス」とこととした。期間満了前六月乃至一年内に更新拒絶の通知をしなると賃貸借は更新されるわけである。更新拒絶の通知をしても、第一條ノ二の規定がはたらくから、正當ノ事由がない場合には、通知の效力はない。更新拒絶の通知は、更新を欲しない當事者から發すべきものであるから、借家人と雖も更新を欲しない限りこの通知をなさねばならない。たゞ、借家人の場合は正當ノ事由の有無を問はぬだけである。なほ、この通知をした場合でも、借家人が期間満了後、建物の使用又は収益を繼續する場合には、家主が遲滞なく

異議を述べないと、賃貸借を更新したものとみられる。本條の規定については、附則第三項に経過規定がある。すなはち、本法施行後一年間に期間が満了する賃貸借については、通知はしななければならないが、本條の期間を遵守する必要がある。

その他

従來の第三條によると、六月未滿の期間の定めある賃貸借はこれを期間の定めのないものとして取扱つたが、年度の改正で六月未滿を一年未滿に改め、第三條より繰出し、第三條ノ二として規定した。これは第二條を改正した結果であつて、條文の整理にすぎない。

第四條及び第七條の改正も、第一條ノ二、第二條及び第三條ノ二の改正に伴ふものであつて、特に説明する必要はないであらう。

附則

本法は本法施行前になした賃貸借にも適用される。その他の附則については、既にだいたひ説明したからこゝには省略する。

— 司法省民事局 —

寫眞週報

四月九日號

一日 次

- ◇皇太子殿下記念艦三笠に行啓
- ◇晴國の子—吹雪の北國から、常夏の南國から
- ◇南京に還都してより丁度一年
- ◇工作科に模製航空機の製作—先生方がまつその勉強
- ◇國民學校今日から始まる
- ◇混雑の列車を救ふ道は只一つ—一列乗車を勵行させよう—
- ◇不用の學用品交換會—大阪市
- ◇海外通信
- ◇讀物ページ
- △片時も支那事變を忘れないやうに
- △昔にかはる商人の道
- △新しい法律の話
- △誰にもできる大日本厚生體操
- △前線から銃後へ
- その他



# 鮮魚介の配給統制

— 鮮魚介配給統制規則の解説 —

## はしがき

昨年九月生鮮魚介類の公定価格が決定され、それ迄はゆる九・一八の價格停止から除外され、やゝもすれば奔騰の傾向にあつた魚の値段は一應安定をみたわけである。ところが、その後漸次配給の關係において問題が續出し、或ひは地域的に魚の偏在を來し、或ひは出荷、配給の経路に變調をみる等、配給が極めて不圓滑になつてきた。これは鮮魚介類の一般的な生産減少と、消費増加による需給の逼迫が根本的な原因をなしてゐることは勿論であるが、鮮魚介類の價格政策と配給政策との歩調がとれず、その間に間隙

のあつたことも大きな原因であると考へられる。

元來あらゆる商品について、價格の統制と配給の統制とは、相關聯し一體として行はれなければならぬ事柄であるが、とりわけ鮮魚介類のやうに生産の豫測がつき難く、腐敗が早く取引の迅速を要し、種類が雑多でしかも同種のものでも大小、品質等が極めて不統一であつて、價格とか配給の統制が相當困難なものについては特にその感を深くするのである。しかしながら、價格が公定された當時の事情は、魚の値上りが相當著しく一般消費者の生活に及ぼす影響が極めて大きかつたので、とりあへずかゝる措置が採られたのであるが、これに應ずる配給の統制は種々の事情

で現在までには行はれるには至らなかつたのみならず公定價格も各方面で見角不均衡が起つてゐる實狀であつて、これ等の點が最近の魚の配給の混亂、價格異變の直接の原因をなしてゐると考へられる。いふまでもなく魚類はわが國においては動物質蛋白質の補給源として、國民の日常生活に缺くことの出来ない副食物であり、これを國民の間に公平に配給するといふことは、その値上りを抑へること共に、國民栄養の補給、國民生活の安定の點からみて、ゆるがせに出来ない重要な事柄である。

そこで農林省では、過般來種々考究を重ねた結果、關係方面とも連絡折衝の上、鮮魚介の配給統制に關する規則を制定し、その適正な運用によつて魚の配給を圓滑ならしめ、同時に公定價格についてもこれと併行して再検討を加へようといふことになつた。この規則は國家總動員法に基づく生活必需物資統制令に基づいたものであり、農林省令第三百四號鮮魚介配給統制規則として、去る四月一日勅令第三百六十二號生活必需物資統制令、閣令第五號生活必需物資指定規則と共に公布、即日施行された。

## 制定の趣旨と規則の要點

この規則の目的とするところは、鮮魚介の出荷、配給に統制を加へ、各方面に對する供給に均衡を得させると共に、その配給の経路をできるだけ整備し、鮮魚介の配給の圓滑を期せんとするにある。この規則の要點は大體次の通りである。

(一) 農林大臣は主要な陸揚地を指定し、陸揚地毎に關係者を以て出荷統制組合を組織せしめ、これに計畫的配給を實施せしめる、また農林大臣の指定する主要な消費地域に直接鮮魚介を搬入する者についても、團體を組織せしめ、これに計畫的出荷を行はせる。その他の陸揚地及び消費地の配給關係については、地方長官が計畫的配給を指導するといふ建前で、兩々相俟つて全國的に鮮魚介の各方面に對する供給の均衡を圖らうとしたこと。更に進んでは卸賣より小賣、消費者への配給についても逐次その計畫化を圖るものとしたこと。

(二) 農林大臣の指定する主要な消費地域では、鮮魚介

の取引を一定の卸賣市場に総合せしめることとし、賣買取引業者を以て配給統制協會を組織せしめ、これに計畫的配給を實施せしめると共に、消費地域内の小賣商、料理屋、飲食店等の直接産地買付を禁じたこと。

(三) 鮮魚介の陸揚地について届出をなさしめると共に、農林大臣は必要に應じ陸揚地の指定をなし得るものとしたこと。

(四) 農林大臣の指定する一定種類の鮮魚介の内地外への搬出は、原則として農林大臣の許可を要するものとしたこと。

### 主要な條項の説明

次にこの規則の主要な條項につき、順次簡単な説明を試みよう。

第二條 本則ニ於テ鮮魚介トハ海産性ノ魚類(皮附ノ鰹類ヲ除ク)貝類、えび類及カニ類ニシテ生鮮ナルモノ竝ニいか類及タコ類ニシテ生鮮ナルモノ(冷凍物ヲ除キ薄鹽物、蒸茹物及輕度ノ乾燥ヲ施シタルモノヲ含ム)ヲ謂フ

本條はこの規則にいふ「鮮魚介」の範圍を定めたものであつて、價格等統制令施行規則第十條第三號の鮮魚介類、即ちいはゆる九・一八の價格停止から除外された鮮魚介類と大體同じであるが、たゞ淡水産の魚類、貝類、エビ類及びカニ類は除かれてゐる。

第三條 販賣ノ目的ヲ以テ農林大臣ノ指定シタル地以下指定陸揚地ト稱スニ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ當該指定陸揚地ニ付農林大臣ノ指定シタル集荷場(以下指定集荷場ト稱ス)ニ搬入スベシ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 指定陸揚地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ鮮魚介ヲ搬入シタル場合
- 二 正味十貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ搬入シタル場合
- 三 特別ノ事由ニ因リ指定陸揚地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

本條は第四條以下の出荷統制の前提として、指定陸揚地に持込まれた鮮魚介を一定の集荷場に集めようとするものである。指定陸揚地としては全國で九十四ヶ所を豫定して

- 一 指定集荷場ノ開設者
- 二 鮮魚介ヲ漁獲シ之ヲ指定陸揚地ニ搬入スル者又ハ其ノ組織スル團體
- 三 鮮魚介ヲ買受ケ者ハ販賣ノ委託ヲ受ケ之ヲ指定陸揚地ニ搬入スル者又ハ其ノ組織スル團體
- 四 指定集荷場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體

をり、また指定集荷場としては、指定陸揚地にある卸賣市場や漁業組合、漁業組合聯合會の販賣所、荷捌所等が指定される。本條は「販賣ノ目的ヲ以テ」鮮魚介ヲ搬入スル者ハ云々といふのであるから、例へば漁業者がその漁獲物を冷凍するため持込むとか、加工業者が他所で買付けた鮮魚介を持込むやうな場合は本條の適用を受けない。またこの場合の「搬入スル者」といふのは、鮮魚介の販賣等について處分権を有する者と解すべきであつて、後の「指定集荷場ニ搬入スベシ」すべしといふ場合の搬入が事實行為を指してゐると多少意味が違ふわけである。尚地方長官の許可を受け指定集荷場への搬入を免除される場合があるが、若しこの許可の際數量を指定されたときは、その數量だけの搬入が免除されることは勿論である。

第四條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ指定陸揚地毎ニ左ニ掲グルモノノ組織スル團體ニ對シ當該指定陸揚地ノ指定集荷場ニ搬入セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

本條は第八條と共に出荷統制を實施させるための規定である。まづ指定陸揚地毎に出荷統制組合とも稱すべき團體を組織させる筈であるが、その團體を組織する者は公共團體、漁業組合、漁業組合聯合會、會社、問屋組合等の第一號のもの、大漁業者、漁業會社、漁業組合、水産組合等の第二號のもの、漁業組合、大沖買業者、沖買業者組合等の第三號のもの、卸賣會社、卸賣問屋、産地仲買組合等の第四號のものである。而して農林大臣はこの團體に對して出荷計畫の樹立を命ずるわけであるが、その出荷計畫は主として出荷先、出荷割合、出荷時期について定められる筈で、例へば神奈川県三崎町からは、五月には、マグロ、

カジキ等の大物は何割を東京、何割を神奈川縣地元へ、またカツヲ、イワシ、サバ、アヂ、カレヒ等の惣菜物は何割を東京、何割を山梨、何割を神奈川縣地元へといふやうに振當て、更にこれを實際に出荷の箇に當る漁業組合とか産地仲買組合とかに割當て、その計畫に基づいて出荷させるやうにするわけである。かういふやり方は、統制の方法としては相當大まかであるが、これだけでも相當の仕事であり、營業者の技能、經驗を十分活用してゆかねばならぬので、前述のやうに關係者に出荷統制組合を組織させこれに計畫を樹てさせることとし、營業者の自主的ならびに共同的活動に俟つこととしたわけである。また運用上も従来の常態における配給の徑路を尊重してたとへ部分的、一時的でも統制のために配給の混亂を招くが如きことは極力避けたい方針である。

第八條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定シタル地域(以下指定消費地域ト稱ス)内ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條乃至第七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

本條は、指定陸揚地を通らずに直接消費地域に搬入される鮮魚介の出荷について、第四條と別個に統制をなさしめるための規定である。すなはち日本水産、林業商店等の大漁業會社、全國漁業組合聯合會、沖買業者等に團體を組織させ、第四條の場合と同様の方法により統制を行はしめるものである。

第九條 指定消費地域内ニ當該地域外ヨリ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル市場(以下指定消費市場ト稱ス)ノ賣買取引ニ依ルニ非ザレバ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合
- 二 一日正味十貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ販賣スル場合
- 三 特別ノ事由ニ因リ指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

本條は指定消費地域では鮮魚介の取引を一定の卸賣市場に統合せしめ、配給の徑路を整備しようとするものである。指定消費地域としては京濱、中東、京阪神、關門の四地域を豫定してをり、指定消費市場としては例へば、東京では中央卸賣市場築地本場、千住の北魚市場、大森魚貝市場等が指定されることとならう。本條も販賣に關する規定であるから、例へば自分の釣つた魚を持込んで自分で消費し或ひは他人に贈る場合とか、加工業者が指定消費地域以外で買付けた鮮魚介を持込むやうな場合には適用がない。しかし、後の場合は第十條の適用を受けることになる。

第十條 鮮魚介ノ小賣ヲ爲ス者又ハ業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者ニシテ指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ當該指定消費地域内ニ所在スル指定消費市場其ノ他鮮魚介ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ當該指定消費地域内ニ於テ賣渡シ又ハ消費スル鮮魚介ヲ買受ケ(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本條は指定消費地域内の小賣商、料理屋、飲食店等の産地買付を禁じた規定で、第九條と裏はらをなすものである。「業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者」には料理店、飲食店、仕出店の外加工業者も含まれるが、食堂を直營する病院、學校、會社等は含まれない。本條は具體的にいへば、例へば東京に本店、大阪と静岡に支店を有する料理店は東京で消費する鮮魚介は東京以外では買へないといふことである。

第十一條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ指定消費市場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體ニ對シ當該指定消費市場ニ於テ賣買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ第五條乃至第七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

本條は例へば東京に集つた鮮魚介を東京、神奈川、群馬、埼玉、山梨等に計画的に配給せしめようとするための規定である。この場合も第四條、第八條の場合と同様卸賣會社、問屋組合、仲買組合等で配給統制協會とも稱すべき團體を組織させ、これに當らせるわけである。なほ、この協會には指定消費地域に對する入荷總量、各指定消費市場に對する入荷割當等をも協議せしめたい方針である。

第十三條 總噸數五噸以上ノ船舶ヲ以テ鮮魚介ノ陸揚ヲ爲ス者ハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除クノ外當該船舶ニ付其ノ陸揚地ヲ定メ陸揚地ノ地方長官ニ届出ツベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ  
農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ同項ノ船舶ニ付其ノ陸揚地ヲ指定スルコトアルベシ

陸揚地の届出と陸揚地の指定に關する規定である。この規則は陸揚地以後の配給を統制しようとするものであるが、鮮魚介の陸揚について著るしい事情の變化のおこる場合を慮つたわけである。汽船トロール漁業、機船底曳網漁業に從事する船舶等既に陸揚地の定つたものは、農林大臣の

指定する場合として本條の適用から除外する豫定である。

第十四條 鮮魚介ノ漁獲ヲ爲ス者又ハ鮮魚介ノ販賣若ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者ニシテ内地ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除クノ外農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ内地以外ノ地域ニ農林大臣ノ指定シタル鮮魚介ヲ搬出スルコトヲ得ズ農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ搬出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

内地外の地域への鮮魚介の搬出についての許可制に關する規定である。高價格に刺戟されて外地及び圓域へ流れる魚類が相當量に上つてゐるので、これに或る程度の制限を加へ、内外地間の配分に均衡を得させる趣旨である。許可の對象たる鮮魚介は第二條の鮮魚介すべてではなく、農林大臣が本條について指定する鮮魚介に限られる。なほ許可は鮮魚介の性質上概括的にこれをなす建前になつてをり、また他の法令の關係で輸移出の許可を得たもの等は、本條の適用から除外する豫定である。

農 林 省



## 作付の調整について

### はしがき

高度國防國家體制の確立のためには、國の全力を最も有効に發揮させるやうに、人も物も擧げて國家の必要とするところに集中してゆかねばならない。  
農業生産においても、限られた農地で主要食糧農産物等の生産を確保して現下の逼迫した食糧問題の解決に資するためには、眞に國家の要求する作物の作付をなし、この際は不用不急の作物の作付は出来るだけ差控へることが必要である。

この目的を達するためには、各種の農産物價格間に均衡を得させて、耕作者の利益を著るしく害するやうなことをなく、しかも國家の目的とする作付の調整の實が擧げられるやうな政策をとることが必要なことは勿論、肥料その他の農業用資材も必要作物の生産に對して、優先的に施用されることが必要であつて、政府でも農産物價格政策については、他の種々の點を考慮するとともに、このやうな見地から不均衡の是正に努力してをり、また肥料については、既に肥料施用の順位や、基準施肥量等を設けて必要な作物には優先的に施用するやうしてゐるのである。

作付の調整は農業経営に著しい影響を及ぼし、その方法宜しきを得ないと、農業経営を破壊し、却つて農業生産の減退を來す虞がある。適當な指導力と強力な統制力とを持つてゐる農會の自治的統制によつて農業経営の指導と統制とを併せ行はせ、農業経営を破壊せず、國家の要望する所に農業生産をむかせることが望ましい。すでに農會の農業の統制施設として自治的に作付の調整をなし、國家の要求する線に沿つて活動して相當の効果を擧げてゐるものもあるのである。

### 法的手段をとつた理由

しかし乍ら、作付の調整は個々の農會等が一地方で實施しても、他の地方でしなければ餘り効果がない場合が多い。殊に作付の制限禁止は或る地方でしても、他の地方で制限又は禁止された作物の作付面積が擴張されることによつて全く意味のないことになる虞がある。また作付の制限禁止は自治的統制では効果の萬全を期せない

こともあらう。そこで、國家總動員法第十三條第一項及び第三項に基づいて制定され、二月一日から實施された「臨時農地等管理令」で作付の調整に關する規定を設けたのである。

### 作付の調整規定

「臨時農地等管理令」第十條で「農林大臣又は地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ一般のニ農作物ノ種類、地域其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得」るものとし（令第十條第一項）、更に「地方長官必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ特定ノ農地ノ權利者ニ對シ農作物ノ種類其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ命ズルコトヲ得」るものと規定した（令第十條第二項）。

#### 一 作付の制限又は禁止

農林大臣又は地方長官は必要と認めたらば、一般的

に農作物の種類等を指定して作付を制限又は禁止することが出来るのであるが（令第十條第一項）、食糧農産物等總動員物資たる農産物の生産を確保するために必要がある場合でなければならぬのは勿論である（令第一條參照）。こゝに「農地ノ權利者」とは、農地の所有者、賃借人、永小作人等農地を耕作する権原を持つてゐる者をいひ（令第三條第一項參照）、一般的ニとは具體的に特定の權利者に對する處分命令でせず、一般命令すなはち省令又は廳府縣令で制限禁止をするといふ意味である。

作付の制限禁止に關しては、農林大臣の命令は未だ發動されてゐないが、三月二十四日附で農林次官から各地方長官宛に依命通牒が發せられ、その運用の方針が明らかにされた。すなはち

(一) 田の主作としては稻以外の作物を新たに栽培することは禁止すること、但しかつて稻以外の作物の繼續栽培の實績を有する者が、その範圍内でその作物を栽培する場合、早害の發生等やむを得ない事由ある場合はこの限りでない。

(二) 田に作付する西瓜、甜瓜、花卉等の不急の作物は、かつての實績如何に拘はらず、これを制限すること、また田に作付する蘭、七島蘭、杞柳等は、その田にこれ等を作付することによつて主作としての稻の作付に支障ある場合にはこれ等の作付を制限すること。

(三) 畑作に關しては果樹、茶樹、桑樹、桐樹、竹等の新樹を禁止すること、但し改植はこの限りでない、また畑に作付する西瓜、甜瓜、絲瓜、落花生、花卉等の不急の作物はこれを制限すること。

(四) 特別の事情で地方長官の許可を得た場合には、右の制限禁止にかゝらず作付出来ること。

を方針として、隣接府縣と密接な連絡をとり、不急の農作物の作付を制限又は禁止して、重要農産物の増産を期する旨が示されたのである。作付の制限禁止に關して、すでに命令を發したものは長野縣があり、命令發動の準備中のもの數縣がある。

制限禁止の方法は、種々の方法が考へられるが、(一) 一定の作物を指定して今後絶対に作付を禁止する場合

(二) 一定の作物を指定して田又は畑に作付することを禁止する場合 (三) 一定の作物を指定して作付をなす場合には許可を受けることを要するものとする場合 (四) 一定の作物を指定して今後作付面積を擴張又は減少することを禁ずる場合等が豫想される。

## 二 作付の命令

地方長官は必要と認めたるならば、特定の農地の権利者に對して農林大臣の指定する農作物のうち一定の農作物を指定して作付を命ずることが出来る(令第十條第二項、則第十九條)。而して未だ農林大臣が農作物の種類を指定してゐないから、現在の所地方長官がこの規定に基づいて作付命令を發する餘地はない。上述の制限禁止は、一般命令でなすこととしてゐるが、この作付命令は「特定ノ農地ノ権利者」に對してなされるものであつて處分命令によるのである。蓋し作付の命令は、個々の耕作者の農業經營の實體に即してなされなければ、その効果を擧げる

ことを得ないばかりでなく、却つて農業經營を根柢から覆す虞があり、また一般的に作付命令をなしてもその効果を期待することができないからである。作付命令により作付をなしたことによつて損失を蒙るやうなことがあれば、國家總動員法第二十七條の規定に基づいて補償を受けることが出来るのであるが、その補償額は右の處分によつて通常生ずべき損失に限られる(令第十三條第一項)。損失補償の請求をなさうとする者は、損失の生じた日から六月以内に損失補償請求書、その農地の在る市町村の市農會又は町村農會を經由して地方長官に提出することを要する(令第十三條第二項、則第二十一條第一項)。なほ損失補償請求書の記載事項については施行規則第二十二條に規定してゐる。

## 三 各方面の意見を聴取

農林大臣が作付の制限又は禁止の命令を發しようとする場合、事案の重要なものは農林計畫委員會の意見を聴

くことを要し、地方長官が作付の制限禁止又は命令をなさうとする場合、事案の重要なものは道府縣農會又は道府縣經濟更生委員會の意見を聴くことを要するものとし慎重に取扱ふこととしてゐる(令第十一條第二項、則第二十二條)。

## 四 手續その他の行爲の效力

「第八條乃至第十條ノ規定又ハ之ニ基ク命令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ権利者ノ承継人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有スル旨を規定シ(令第十五條、農地ノ所有權、賃借權等が轉々移轉すること毎に新たな手續等をとることを要し、結局本條所期の目的を達し得ないやうな結果を生ずることのないやうにした。例へば、或る特定の権利者に作付命令を發したならば、その特定の権利者がその農地を第三者に譲渡し又は賃貸したとしても、その命令の效力は依然としてその農地に追隨してゆくことになり、第三

者も又その命令に従はねばならぬことにしたのである。

## むすび

作付の調整は、農業經營に重大な影響を及ぼし、農業の發展や農家生活の安定に至大の關係を有するのであるから、その方法については慎重を要することは勿論であるが、時局下の食糧事情の現狀に鑑み、農業經營を著るしく困難ならせることなく、しかも國家の要求する主要食糧農産物の生産を確保するやう作付を調整してゆくことが必要なことはいふまでもない。臨時農地等管理令の運用に當つても、無理のない方法で作付の調整を行ひ、又作付の調整と密接な關係を有する事柄についても十分考慮を拂ふことを要するのであるが、耕作者も職域奉公の誠を致し、國家の要請に副つて食糧農産物等の主要農産物の生産に寄與せられんことを切望してやまない。

農 林 省

# 戦争と……

## 金 屬 回 收

### の……話

四月一日から官廳で金屬類の特別回収を開始した。これは官廳や公共團體の所有に屬する古鐵、故銅等の金屬類を回収し、戦争目的の遂行に役立たせようといふのである。

なぜ官廳でこの特別回収を始めたのであらうか？ まづ金屬回收がなぜ必要かといふ點から説明しよう。

#### 金屬回收はなぜ必要か

今日の戦争は國家總力戦であるといはれる。戦争を遂行するにはその國の人的物的資源を總動員して戦はねばならない。殊に鐵や銅などの金屬資源が戦争にいかに必要なものであるかは、軍艦やタンク、大砲など兵器の殆んどすべてが鐵を材料と

し、電信線の電線が銅、小銃彈の藥莢が眞鍮を材料として製造され、更にまたこれらの軍需品を製造する工作機械、或ひはまた生産力擴充に必要な資材もまた鐵を原料として製作されることからみても明らかである。

しかるにわが國の金屬資源、ことに屑鐵は、これまで遺憾ながら海外からの供給に少からぬ部分を依存し、殊に支那事變勃發後は軍需の激増によつて、國內で生産する量だけでは到底需要を充たすことができず、年々多量の屑鐵を海外から輸入して製鋼の原材料としてゐたのである。しかもその大部分はアメリカから輸入してゐた。

元來、鋼鐵を作るには鉄鋼一貫

法、單獨平爐法の二つの方法がある。鉄鋼一貫法といふのは一名鑛石法ともいひ、熔鑛爐に鑛石やコークス、石灰石、マンガン礦等を入れ、加熱してまづ鉄鐵を送り、これを更に混鉄爐その他の操作を経て鋼を造る方法である。單獨平爐法といふのは屑鐵法ともいひ、鉄鐵製造設備によらず、直ちに鉄鐵と屑鐵とを混入して平爐に入れ、鋼を造る方法である。鉄鋼一貫法の方は大設備を必要とし、生産コストが高くなるので、屑鐵が自由に獲得できたこれまでの我が國では、平爐設備によつて製鋼してゐた工場が比較的多かつたのである。

これはその當時としては止むを得ないことであつたが、これほど重要な資

源を海外に依存してゐたのでは、一朝有事の際に山々しい事態を招くことになる。そこで政府は、屑鐵を禁輸されても困らないやう、昭和十二年に製鐵事業法を制定し、翌十三年一月には鐵鋼生産力擴充計畫を決定し、東亞の資源を開発するとともに鉄鋼一貫作業の擴充整備によつてわが製鐵事業の自主獨立を期したのである。一方民需の消費規正を行ひ、或ひは配給統制を行ふ等、あらゆる方策を講じてきた。

その結果國內は勿論、東亞の資源開發は着々と進捗してゐる。すなはち内地では釜石、俱知安を中心とする増産計畫が相當程度まで進捗し、朝鮮では茂山、滿洲では東邊道の開發が着々と進行し、北支では、龍烟

鐵礦、中支では華中鑛業が中心となり、更に海南島では田獨などの新しい有望な鐵山の開發も著しく進捗してゐる。

これを具體的にいへば滿洲の鉄鐵の生産設備は約二倍に達し、對日供給量も約八割方の増加を、みせてゐる。北支の龍烟鐵礦も當面の年産〇〇〇萬噸を目標に増産に拍車をかけ、昭和十六年度の對日供給量のうち〇〇萬噸は既に輸送されることに決定してゐる。中支の華中鐵礦も年産〇〇〇萬噸を目標に鳳凰山その他鐵山の開發に當つてゐるから、これらの對日供給がわが鐵工業に寄與するところは頗る大きなものである。

このやうに鐵礦資源の開發は殆ん

と豫期通りの進捗をみせ、一方、鉄鋼一貫作業熔鑪の完成したのも既に相當量に達してゐる。このことはわが國における鐵の補給状態が、國防上少しも不安のない域に達しつつあることを物語るものであつて、かく對外依存を脱却しつつあることは我々の大きな喜びとしなければならぬところである。

しかるに一昨年七月の日米通商條約廢棄を手始めに、アメリカは漸次對日經濟攻勢の手段をとり、日獨伊三國同盟が締結されるやいよく露骨に對日敵性を發揮して、屑鐵の全面的禁輸を斷行し、銅についても同様の措置を講ずるに至つた。それはかりではなく、濠洲、インド、香港の屑鐵禁輸、インドの鉄鐵禁輸など

英米の經濟壓迫は次第に加はり、遂には原鑛石の取得にも妨害を加へるやうな手段を弄するに至つた。

わが國としては、かねてこのことあるを豫想し、前に述べた通り十分にこれに對抗し得る、いなむしろ積極的にその攻勢を反撥し得るだけの計畫を立て、着々その實現に向つて進んできたのであるが、事態の發展が急であつたため、鉄鋼一貫作業設備を飛躍的に増強する必要に迫られ、昨年十二月二十七日鐵鋼生産力擴充計畫を改訂し、高度國防國家建設のための製鐵計畫を整備するに至つた。この改訂の要點は、要するに屑鐵の外國依存から完全に脱却するため、の諸施設を急速に整備すること、現存の設備を全面的に活用して増産

計畫をできるだけ早く推進せしめることの二點にあつた。屑鐵の外國依存を脱却するための諸施設の整備とは、熔鑪のある工場に鉄鋼一貫作業の設備を急速に完備させることであり、現存設備の活用による増産とは、製鐵用の適正炭を増産し、洗炭や燒結設備を増備し、運輸設備の擴充を圖り、原鑛石の増産に拍車をかけることが重點である。

この増産計畫が完成さへすれば、我が國は東亞で鐵を自給自足することができ、英米の經濟壓迫を反撥することができるようになり、むしろ積極的に攻勢をとることもできるのである。しかしこの計畫の完成には藉すに若干の時日を以てしなければならぬ。

これについては現在相當多量の資材を蓄積してゐるから、この資材を有効に利用すれば、かなりの期間持ち耐へ得るのである。また應急の措置として、一方において平爐の屑鐵配合を節減し、ルッペ、海綿鐵などの屑鐵代用品の生産擴充を行ふとともに、需要の方面でも相當強度の節約を圖つてゐる。しかし蓄積資材には限りがあることをいつも忘れてはならない。鋼鐵の需要が國際情勢の變化につれて今後ますます増加することも忘れてはならない。こゝに國內に退蔵されてゐる屑鐵、死蔵されてゐる屑鐵を蒐集し、過渡的期間の供給確保に努めることが必要となつてくるのである。

このことは鐵だけでなく、銅を



他の非鐵金屬についても同様である。英米の對日壓迫に對抗するため

るアルミニウムの生産擴充等に努めてゐたのであるが、急場の間に合はせるために故銅の積極的回收が必要となつてきたのである。

### 金屬回收と外國の實例

近代戦に金屬資源の回收はつきものである。今度の歐洲戦争の勃發する前にドイツは、來るべき危機に備へて國民にできるだけ金屬の節約利用運動を起してゐた。戦争が勃發するや早くも二年目に、ドイツ四ヶ年計畫受託官ゲーリング元帥は非鐵金屬回收に關する四ヶ年計畫施行令を出し、青銅製の鐘から建築部分品であるドアの取手まで、銅製品一切を軍需品の豫備とするために回收し

(實例はドイツ1939年の非鐵金屬回收令を以て行はれた) (金屬回收に關したゲーリング元帥)



されるものであり、將來の自給自足體制整備のために行ふものであることを思へば、毫末の不安もないのである。

たゞ國際情勢はいよ／＼緊迫化し、英米の對日經濟攻勢は一層深刻化し、戦時下に必要な軍需資源の自給は更に一層その重要性を加へてきた。この攻勢に對抗し、敵性國家の壓迫を反撥して高度國防國家を確立するには、一日も早く東亞の資源による自給自足を圖らねばならぬ。それまでの間、過渡的に國內に蓄積されてゐる鐵や銅などの金屬資源を回收利用することが必要なのである。

有力な鑛山にも比すべき退死藏資源の供出を單に官廳や公共團體にの

み止めず廣く一般國民もその主旨を正解して協力されんことを切望する。

### 官廳特別回収の要領

次に參考までに、四月一日の閣議で決定された官廳、公共團體の「金屬類特別回収要綱」の要點を掲げよう。

まづ今日官廳や公共團體でもつてゐる鐵鋼製品や銅製品にはどんなものがあるかといふと、これは頗る種類多であらうが、撤去が容易であり代替品の要らないものには水差し、灰皿、鐵瓶、櫛、塵取り、衝立、ベンチ、携帶用鐵製梯子、標識などがある。家屋や構内、道路の取付品としては手摺や欄干、椅子、窓

金網、物干臺、門扉、鐵柵、鐵鎖、門柱、電燈柱、通行止杭等がある。撤去困難または代替品を必要とするものには鐵戸、窓格子、日覆支柱、鐵製書棚、競技場スタンド、電柱、交通標識、煙突、扉、銅屋根、ストーヴ、ストーヴ用煙突、郵便受箱、寢臺、手提金庫、書類整理器、交通整理標識、案内説明標識等がある。その他看板、廣告塔類、軌道、鐵線等から事業官廳の作業用品など、數へ上げればその範圍は頗る廣いのである。

これらの物の中から、まづ第一着手として比較的撤去の容易なものや、特に代替品を必要としないものから拂下げを行ひ、やがては必要缺くべからざるもの以外は全部の現用

品に及ぶことになつてゐる。その回収の要領は次の通りである。

- 一、各官廳や公共團體は部局毎に回収擔當者を定め、所屬物件について實地調査の上その範圍を決定する
- 一、各官廳や公共團體は可及的に多量の物件を拂下げられるやう代替品を必要とするものには豫じめ代替品を購入するなどの措置を講じておく
- 一、本計畫は輸送の關係などを考へて全國を數箇の地域に分けて實施に移し、各地域では地方廳において關係官廳と連絡して具體的細目を定め圓滑な實施を期す
- 一、回収物件は不用品に整理編入し、その撤去、運搬について必要のある際は學生、青年團等を勞力奉仕せしめること

一、回収物件は運搬の便宜上原則として拂下官公署で再生できぬやう處置すべきである。但しそのまゝ生産設備資材として利用できるものはこの限りでない

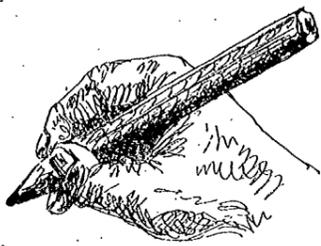
- 一、回収物件は拂下官公署で成るべく鋼屑、鐵屑、銅屑、真鍮屑などに區分し適當の場所に集積して責任者立會の上で回収物件集積場所指定商に秤量の上引渡す
- 一、拂下げ先は日本鐵屑統制會社、日本故鋼統制會社、又はその指定商とし、事情やむを得ない場合には地方廳では右會社の指定商以外の者を選んでも差支へない
- 一、拂下はすべて隨意契約によることとし、契約保證金は免除する。また買受人から提出する請書をもつて契

約書に代へることができる

- 一、回収品の拂下価格は廢鐵、故銅の公定価格によるが、特殊の地理的關係のあるための公定価格によることを不適當とする場合は、府縣知事は公定價格の範圍内で別の拂下價格を定めてこれによらしても差支へない

#### 前號正誤

四月二日發行第三三四號「支那事變行賞賜金國庫債券について」の記事中、第九頁中段に  
三十圓券(四十圓券、五十圓券)とあるは「以上綠色」の誤り  
二百圓券(三百圓券、四百圓券、五百圓券)とあるは「以上紅色」の誤り  
千圓券(紅色)とあるは「桔梗色」の誤り



## 學生と政治運動

はしがき

學生と政治、または學生と政治運動といふ問題は、從來からしばし論じられてきたのですが、新體制運動が廣く國民一般にゆき互つてくるに従つて、學生の翼賛運動がどんな形で具體化されたらよいかといふことに關聯して、この問題が最近の學生問題の重要なものの一つとして、新たにとり上げられるやうになつたことは周知の通りであります。

これらの論議は、大體二つに大別されます。すなはちその一は、學生の身分と地位に鑑み、學生はその身分である學業、修練に専念すべきであり、また學生の地位は將來活躍すべき準備時代にあるといふ理由から、政治に關與すべきでないとするものであります。その二は、すべての事は政治に關聯を持つてゐる、従つて學生の専念すべき學業、修練も當然これと無關係ではあり得ない、將來活躍するために、既に學生の時から政治的關心を持ち、進んでは政治に關與しなければならぬとするものであります。

このやうに二つの結論が主張されるのは、實は各の論

者の「政治」といふ言葉に對する異なつた解釋がその基調をなすのであります。二つの主張の批判に先立つて、「政治」といふ言葉が、どんな意味で使はれてゐるかを明らかにしなければなりません。

### 政治といふ言葉の意味

政治は國家の生活なりと言はれてゐるやうに、その關聯するところは極めて廣範圍であり、またそれ／＼の時代の實際の政治の様相形態に従つてその意味も種々に解されてゐます。「政治問題化する」、「政治的折衝」、「政治的手腕」等の言葉はよく使はれ、現在「政治」といはれる場合、それは或ひは議會政治を、或ひは政治の運用を、或ひは政治運動を表すものと解されてをり、政治そのものが複雑多様であるため、政治といふ言葉は極めて多義であつて、時と場合によつて種々異つた概念内容を表してゐるのであります。

元來、我が國では萬世一系の天皇の御統治の下に、祭祀・政治・教育はその根本を一にしてゐるのであります。「まつ

りごと」は、上御一人の大御業であり、萬民はこれを翼賛し奉るといふのが日本本來の政治の姿であります。

而して萬民翼賛によつて政治が行はれる場合、政治の意義は一應廣義、狹義にわけることが出来ます。直接國家の政治に携はるもの、例へば、政府、議會、政事上の結社等の行ふ政治活動は狹義の政治といふことが出来、また一般國民が各の職域で臣道實踐を通じて大御業を翼賛し奉ることは、廣い意味で政治に關與することになるのであります。

從來我が國では、一般に「政治」は狹義のものとして考へられてゐた傾向があり、歐米の自由主義的、民主主義的風潮に影響されて、政治の實情においても必ずしも常に大御業を翼賛する趣旨が貫徹されてゐるとは言ひ得なかつたのであります。

しかしながら、今日の政治の意味はもはや從來のそれとは違つて、我が國本然の姿に還り、上御一人の「まつりごと」を翼賛し奉るために萬民各、職分を通じ、誠を以て臣道を實踐するといふことが昂揚されるに至つたので

あります。實に萬民各自が各自の職域でその本分を盡すことは、そのまゝやが大御業を翼賛し奉ることになるのでありまして、この意味においてわれわれの日常生活は、從來と異つて政治に密接な關係を持つのであります。すなはち、われわれは常に廣義の政治に關與してゐるのであります。かくて、國民として憲法その他の法令によつて定められてゐるところに従つて行はれる國家の動き、またはこれに關する運動をすることは、前述の狹義の政治であり、職域奉公による大御業の翼賛は廣義の政治であります。

すなはち、大政黨とは、各人の業がそのまゝ、國家の事につなかりを持つもの、すなはち、各自の行動が國家目的達成のためであり、各自が國家目的達成に向つてそれらの部面を受け持つものであることを自覺して、あらゆる行動が臣道實踐といふ意味でなされることでもあります。すなはち、國民の日常生活はそのまゝ大政黨といふ臣道實踐にほかならないことが、よく理解自覺されなければならぬのであつて、國民すべてが政治に關與するといふ言ひ表はしは、この意味にほかならないのであります。

### 學生の大政黨賛

右のやうに、現今は「政治」といふ言葉の意味が、從來のそれと異つたものとして受け取られようとしてゐるのですが、前述のやうに、この言葉はもとゞ多義であつて、いろいろな意味で用ひられてゐるのでから、學生が「政治」に關與すべきか否かについて簡單に答へることは誤解を生ずる虞れが少くないのであります。

臣道實踐による職域奉公が大政黨運動の根本義である以上、「學生の大政黨賛」とは、その本分において御奉公することであることはいふまでもないことであつて、學生がその本分を抛棄し、いはゆる政治的實踐運動に参加するやうなことは決して大政黨賛の重責を果すものではなく、かへつてこれに反するものといはねばなりません。從來極めて少數ではありますが、學生が選舉運動等に参加した例もあつたのであります。しかし、元來我が國では治安警察法を以て、政事に影響を及ぼすことを目的とする「政事上の

結社」に學生が加入することを禁止してをり、學生の本分から言つてこのやうな狹義の政治の團體やその實踐運動に参加することが禁ぜられてゐるのは當然であります。また、往年行はれた學生の各種の非法運動も、或る意味では政治運動と目されるものもありましたが、右のやうな意味の政治運動には絶対に參加すべきでないことは言を要しません。

そこで學生の大政黨賛は、どんな形でなされたらよいかは、當然學生の本分から定まるものであります。學生は將來實社會において活動すべき基礎を作りつゝあるものであります。従つて學生を現に實社會に活動してゐる社會一般人と同様に考へられないことは當然であります。將來君國に盡すための準備時代にある學生の第一義的義務が、學業修練にあることは異論のないところであつて、將來の自己の責任に鑑み、自己の當面の義務を熱情を以て果すべく努力精進することが、すなはち學生の大政黨賛であります。しかしながら、學生は將來への準備時代にあると同時に、また國民たるの責任を持つてゐるものですから、特に現下非常時局下ではこれを深く自覺し、國家における自己の

立場と責務とはつきり認識すべきであります。

### 眞の學問、教育とは

學生に關して何事かが論ぜられる時、學生と不可分の關係にあるところの學問、教育がまづ考慮されなければなりません。そも、我が國の教育は、一に國體の本義の體得、國體の精華の發揚に淵源するものであり、肇國以來の皇國の道を具現しようとするものであつて、祭祀・政治とともに、その根源においては不可分一體であることは前に述べた通りであります。而して教育を受ける側からいへば學問することであり、従つて學問もまたその根源において國體に合致し、皇基を振起し奉るためのものでなければなりません。すなはち眞の學問とは、我々日本人にとつては「皇國民となる修行」に他ならないのであります。従つて教育の直接の機關である學校は、國民生活から遊離した單なる知識や技術だけを授けるところではなくて、實に皇國民鍊成の道場であるべきであります。

教育、學問の意義は右のやうでありますから、學生がその本分である學業、修練に専念することは、決して廣い意味の政治から遊離すること、または國家生活から超然たることを意味するものではないのであります。

寧ろ、刻下の日本がおかれてゐる内外の政治情勢について十分な關心と正しい認識とを獲得しつゝ、國民生活に即して行動するところに學生の本分が完うされることは、改めて言を要しないところであります。從來、學問が多くは抽象的觀念を弄ぶことに終始して生活から遊離してゐたこと、學生の中にはたゞ高踏的で國家の動きに無關心であり、透徹した國體の本義を體得せず、日本人としての信念を缺き、甚だしきは自我功利の思想に提はれ、更に國家の將來に對する自己の責負の何たるかについて十分な自覺を持たないものが少なくなつたのであつて、これ等に對しては學業、修練の内容及び形態において刷新さるべき點は多存してゐるのであります。

従つて今日のやうな重大時局下では、一日も早くこのやうな點を是正して、學生に國體の本義を徹せしめ、國家的意

識を旺盛ならしめ、積極的に國策遂行に協力せしめようとする要望が強調されるのは當然のことです。すなはち現下學生の大政翼賛の道は、國家への奉仕といふことを目標として、國家の重大時局を切實に認識し、内外諸情勢を正しく把握して學生の本分である學業と修練とに精進し、何時でも身を挺して君國の難に赴き得る準備と覺悟とをもつことにあるのであります。

「學生に政治性を與へ」、「政治に關與する」といふことが右のやうな意味のものであるならば、更にまた、例へば、食糧増産に協力する等、直接國家の政策遂行に積極的に參與することが「政治性を持つもの」とするならば、これらは進んでなされなければならぬことは當然のことであり、また當局としても折角努力してゐるのであります。

### 大政翼賛の方法

學生の大政翼賛といふことが、右のやうなものである以上、また我が國の教育組織が、國民學校から大學に至るま

で文部大臣の下に統一されてゐる以上、學生の修練は當然學校を中心として行はれなければなりません。この意味において學生の大政翼賛の方法の一つとして、目下各大學、

高等・専門學校で着々その組織を整備してゐる學内修練組織（即ち第二五號勅諭）の強化、擴充を擧げることが出来て、すなはち、その目ざすところは、學行一如の理想の下に、師は先達として後進である生徒に道を示し、生徒は師に信倚して道に隨ひ、師弟相携へて俱學俱進し、學校をして教學の本義に基づく修練道場たらしめ、以て皇國民を鍛成せんとするのであります。すなはち、師弟一體となつて俱學俱進する新體制を樹立しようとするものであつて、全學生は積極的且つ建設的にこれに協力すべきであります。これ、すなはち學生の職域における一の政治的修練ともいふことが出来るのであります。

### むすび

以上學生の大政翼賛がどんな形になさるべきかにつら

て、また同時に學生に與へらるべき、「政治性」、學生の關與すべき「政治」の意義を述べたのであります。

昭和十四年五月、青少年學徒に賜はりました勅諭に、  
「國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任クル極メテ重ク道タル甚ク遠シ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ」

と仰せられてあります。青少年學徒たるものの光榮これに過ぐるものなく、同時にその責任の重大なることを更に心に深く銘じなければなりません。また、

「執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ」

と仰せられて青少年學徒の進むべき道を御諭し遊ばされてゐるのであります。これ實に青少年學徒の踐むべき大道であり、その實踐は青少年學徒が大御心に副つて大御業を翼賛し奉ることにほかならないのであります。

## 体力検査後の措置と

### 昭和十六年度体力検査について



#### 体力検査後の措置

国民体力法による第一回の体力検査は、周知の通り昨年十月一日から十二月三十一日までの間に、内地居住の満十七歳以上満二十歳未満の帝国民である男子約二百三十萬に對して實施され、目下その結果の集計と検査後の措置に努めてゐる。

いふまでもなく、国民体力法の目的は、体力検査によつて国民体力の

實相を知り、これによつて国民体力の向上を圖る上に必要な基礎的資料を提供すると共に、検査後指導その

他必要な措置を講じて國民個々の體力向上を圖らうといふのである。従つて体力検査の結果は、これを全国的に或ひは地方的に集計し、或ひは又年齢別、職業別等に分類集計して國民体力の現勢を明らかにし、これによつて地方地方の保健衛生上の缺陷を衝いてその病源を剔抉し、適切

な對策を至急に立てるやうにしなればならない。このことが國民体力法に與へられた最も重要な使命の一つであつて、昭和十五年体力検査の結果についても、目下中央地方において整理集計を急いでゐるから、近く興味ある資料を提供することが出来よう。

次に体力検査を行つた後、被管理者個々の體力向上を圖るために如何なる措置を講ずべきであらうか、國

民体力法は、この點について次の三方法を規定してゐる。

(一) 體力向上に關する指導(法第十條)

(二) 體力向上に關する指示(法第十二條)

(三) 療養に關する處置命令及び療養の指導(法第十二條)

第一の體力向上に關する指導といふのは、体力検査に際し國民体力管理醫が被管理者個々の體力の實情に即して適切な指導や注意をすることであつて、これによつて被管理者の體力の現狀を被管理者本人だけでなく、その保護者等にもよく熟知させ被管理者の心身の保護監督に十分な注意をさせようとするのである。

第二の體力向上に關する指示には

更に二種あるが、その一は被管理者の就業に關するものであり、その二は國や公共團體の體力向上施設の用に關するものである。前者は病弱な被管理者に對して、職場の變更や夜業の禁止その他時間の制限等をしようとするものであり、後者は主として虚弱者を國や公共團體の體力向上施設に收容して、健康生活の指導を行はうとするものである。兩者とも指示者は原則として地方長官であり、指示を受ける者は保護者又は被管理者であるが、就業に關する指示については、必要がある場合は、被管理者を使用する者に對してもこれを發動して協力を求めることが出来る。

第三の療養に關する措置命令は、

体力検査の結果、厚生大臣の指定する疾病(慢性疾患又は花柳病)に罹つてゐる被管理者を發見した場合に於ては、保護者又は本人に對し醫師に對して療養すべきことを命ずるのであり、この場合、命令を受けた者が貧困で義務が行へない時は、地方長官はその者の申請によつて國民体力管理醫に對して療養の指導を受けさせるのである。

法の規定するこれ等の措置は、体力検査と共に國民体力管理制度の根幹をなすものであり、検査を終つた時は、その結果に基づいて最も有效適切な措置を講じ、この制度の目的を達成するやうに努めねばならない。昭和十五年度の体力検査でも、檢診に従事した國民体力管理醫をし

て、疾病異常者を見出した場合は、これに對し時に懇切な指導と注意を與へさせ、また検査が終つた後、體力向上施設としての國民體力向上修練會の實施、或ひは療養に關する處置命令や療養の指導について、それぞれ實施要綱を定めて全國的に統一した方針の下に適正な實施を圖るなど、鋭意検査後の措置に努めてゐる。次にその實施概要を述べよう。

### 國民體力向上修練會

近年我が國青少年の體力は、次第に筋骨薄弱となり、壯丁の體位も亦年々低下の傾向を辿つてゐることは誠に憂慮すべき重大事であつて、これに對して適切な對策を講ずることは高度國防國家建設上眞に喫緊の事

項である。従つてこの際、體力検査の結果筋骨薄弱と認められる青年に、一定期間共同宿泊をさせ、これに對して醫學的基礎によつて心身鍛練の指導を行ひ、以て強健な國民鍊成に資することは最も時局に適した措置といはねばならない。そこで厚生省では、昭和十五年度において法第十二條の體力向上施設として、左記要綱の國民體力向上修練會を計畫し、全國各地方長官に實施させた。

この會は、昨年度は時日の餘裕も少く、また最初の試みでもあつたため、方針として實施箇所と人員の多いのを望むよりは、寧ろ内容の充實と實施の圓滑に重點を置いた關係上、該當被管理者の全部にこれを實施出來なかつたが、各道府縣當局は

何れも非常な熱意でこれが實施に當り、實施箇所は約百十ヶ所、参加人員約六千名に上る効果を收めた。

### 昭和十五年國民體力向上修練會實施要綱

#### 目的

國民體力ノ向上ヲ圖リ高度國防國家建設ノ要請ニ應ズル爲體力検査ノ結果筋骨薄弱ト認めラルル青少年ニ對シ體力増強ノ國家的意義ヲ了得セシメ各自之方實踐ニ努ムルノ志操ヲ振起堅持セシムルト共ニ體力向上ニ必要ナル各般ノ手段方法ヲ修練セシムルヲ以テ目的トスルコト

#### 實施要目

本會ニ於テ實施スベキ事項ハ概ネ左ノ通トスルコト

(一) 體力調査及個別的生活矯正指導

各種ノ形態的、機能的測定及身體各部ノ醫學的調査ニ依リ體力ノ現

狀ヲ調査シ其ノ向上ノ障礙トナルベキ缺陷ノ發見ニ努メ且既往歴及生活調査ニ依リ其ノ由來ヲ明カニシ本人ノ自覺ト發奮ヲ促スト共ニ各人ニ付右缺陷除去ノ爲必要ナル生活矯正指導ヲ行フコト

### (二) 體力鍛鍊方法ノ修練

日常生活且興味ヲ以テ續行シ得ル體力鍛鍊方法ヲ修練セシムルコト

### (三) 作業

適當ナル共同作業ヲ行ハシメ勤勞ノ木業ト喜ビトヲ習得セシムルコト

### (四) 講演訓話

保健衛生知識ヲ啓發シ體力向上ノ國家的意義ヲ理解セシメ併セテ時局常識ヲ涵養セシムル爲適當ナル

講演訓話ヲ行フコト

### (五) 人員

一ヶ所凡五十名トスルコト但シ適宜人員ヲ増加スルモ差支ナキコト

### (六) 期間

少クトモ一週間トスルコト

### (七) 體力調査ノ内容

- 1 體力検査ニ於ケル検査事項但シ概ネ左ノ通トスルコト
- 2 上膊圍、肺活量、背筋力
- 3 必要ナル醫學的調査
- 4 本人ノ既往歴及現在ノ生活狀況

### (八) 體力鍛鍊方法

各種體操(大日本國民體操、大日本青年體操、ラジオ體操等)、運動競技(體力章檢定種目ヲ含ム)等トシ運動競技ノ種目ノ選擇ニ付テ

ハ各地方ニ於ケル地理的季節的特徴ヲ考慮シ歸郷後ノ實施ニ便ナラシムル様留意スルコト(以下略)

### 療養に關する處置命令

(イ) 療養に關する處置命令は、體力検査の結果結核性疾患または花柳病の診斷を下された被管理者で、現に醫師について療養してゐないもの全部に發せられる。

(ロ) 處置命令の内容は、醫師について療養すべき事を命ずるのであり、醫師の指定その他療養の具體的方法は指示されない。

(ハ) 處置命令は地方長官から保護者または被管理者に對して發せられるが、體力検査を行ふ陸海軍の事業、國の事業に使用される者や専門學校

以上の學校の學生生徒は、當該事業場の長または學校長か直接被管理者本人に對しこれをなすのである。

#### 療養の指導

(イ)療養の指導は、結核性疾患または花柳病につき療養に關する處置命令を受けた者が、貧困のためその義務を履行し得ない場合に行はれ、その内容は療養生活の指導をなし疾病の治癒を圖るものである。たゞこの場合、投薬或いは處置等は應急對症の場合の外行はれない。

(ロ)療養の指導が受けられる者は、生活は出来るが貧困で醫療費支辨の餘力がない者であるが、救護法醫療保護法及び各種社會保險法令等他の法令で現實に醫療が受けられる

者には療養の指導を行はない。貧困かどうかは常に被管理者及び保護者雙方の資力を綜合して認定する。

#### 本年度の體力検査

(ハ)療養の指導は、郡市等の地域別に設けられる國民體力管理醫がこれを行ふのであつて、その費用は國が負擔し被管理者または保護者からは徴しない。指導は被管理者一人になるべく月三回以上受けさせる。

本年度の國民體力法の被管理者は、時局産業の青少年に及ぼす影響等を考へて、満十五歳以上満二十歳未満の男子に擴張された。検査の項目、方法等は、昨年度と同様であり、既に本誌(二〇七號)で説明したので、こゝには昨年度の検査と異なる點、そ

の他検査を受ける者の留意すべき事項を述べよう。

#### 被管理者の範圍

昭和十六年度に體力検査を受ける必要がある被管理者は、本年十一月三十日に満十五歳以上満二十歳未満(大正十年十二月二日より大正十五年十一月一日までの間に生れた者)の内地居住の帝國臣民である男子である。

期日

學校長が行ふ體力検査は、本年四月一日から六月三十日まで、その他ものは七月一日から十月三十一日までに行はれる。検査の日時は右期間内で、検査の場所と共に體力検査施行者がこれを決定し、被管理者又は保護者等に告知する。(市町村長

の行ふ體力検査については、検査施行の一ヶ月前までに告示される當日病氣、旅行等で検査場に出頭出来ない者は、検査施行者に不参届を提出しなければならぬ。この場合あらためて検査の日時や場所が指定される。

#### 被管理者届

本年體力検査を受ける必要がある被管理者の保護者(親権者、後見人又は後見人の職務を行ふ者)は五月十日までに被管理者の居住地の市區町村長に被管理者届(用紙は市區町村長から交付される)を提出しなければならぬ。但し

(イ)被管理者を教育、監護又は使用の目的で寄寓せしめる者がある時は、その者が届出をしなければならぬ。

(ロ)保護者の居住地が被管理者の居住地市町村と異なる場合は、保護者は代人を定め代人から届出をすることが出来る。

(ハ)保護者のない被管理者は、本人自身が届出をしなければならぬ。

なほ右の届出後、體力検査を受けるまでの間に被管理者が他の市區町村に移轉した場合、又は勤務の場所を變更したため體力検査を受ける場所の變更を要する場合は、届出義務者は被管理者の(新)居住地の市區町村長に異動届を提出せねばならぬ。これ等の届出を怠ると科料に處せられることがあるから留意を要す。

#### 體力手帳

體力検査を受けた者には検査施行

者から體力手帳が交付されるが、これは徴兵検査の際提示しなければならぬから、なくさないやうに大切に保存しなければならぬ。

#### その他

體力検査を行ふ者は、原則として被管理者の居住地の市町村長であるが(イ)學校(夜間又は季節に授業を爲すものを除く)の學生、生徒、(ロ)常時、被管理者を四十人以上使用する事務所、商店、工場事業場等で使用される者、(ハ)厚生大臣又は地方官の指定する國又は道府縣の事業に使用される者、(ニ)體力検査を行ふ陸海軍の事業に使用される者については、當該學校長又は事業場の長が體力検査を行ふことになつてゐる。

— 厚生省體力局 —



## 激化する國共相剋

本年一月中旬の新四軍解散事件は、今なほ世人の記憶に存してゐるであらう。すなはち、敵第三戰區司令部祝詞同

が、揚子江下流南北地區にグニのやうに喰ひ込んでゐる共產系新四軍に痛烈なクーデターを加へ、抜く手もみせずパツパツとこれを解決した事件である。

あまりにも鮮やかな、電撃的行動であつたため、世人は、事件の真相を見誤まつたやうだつた。ことに一月十八日の重慶「新華日報」(共產黨機關新聞)紙上に、重慶において共產黨を代表してゐる周恩來が、

「今回の事件は眞に遺憾だ。しかし中國共產黨としては、依然中央(重慶政権を指す)と協力して、抗戦を繼續する熱意を有するものである。英米の對重慶援助が最近著しく強化された結果、重慶はソ聯の武器供與に頼る必要がなくなつたので、急

に中共(中國共產黨)に對して強くでるに至つたのだといふ觀測を下すものがあるが、最近ソ聯から支那へ歸つて來たソ聯通外

人の意見によれば、ソ聯の國策は、依然として支那の内政には干渉しないが、日本に對して長期抗戦を繼續させるために、あらゆる援助を與へるといふにあつた。この基本國策は、いかなる事件が起らうとも、變更されることとはあるまいとのことだ。

予は歴然がこれ以上進行しないやうに、懸命の努力を拂ふつもりだ。」

といふ趣旨の論文を發表したので、共產黨側の泣き入りになるのではないかといふ觀測が、一時壓倒的になつたものである。

だが、その後になつて、この論文が偽造であり、重慶側が周を壓迫して書かせたものだといふことが分つてから、

改めて中共側の措置を見直すと、どうして泣き入りどころか、大々的抵抗の準備をしてゐたのだといふことが判明した。重慶側の周到な言論封鎖によつて、中共側の行動が隠されてゐただけのことだつた。

そこで、どういふ措置を中共が採つてゐたかを調べてみると、まづ第一に、第十八集團軍(例の八路軍の正式名稱)總司令朱德、同副總司令彭德懷以下の連名で、抗議電報が發せられてゐる。それは新四軍に對する行動の中止、逮捕された新四軍軍長葉挺の釋放、同副軍長項英に對する逮捕令の取消しを要求したものである。次いで中共軍事委員會は、陳毅(新四軍第一支隊司令)を新四軍軍長代理に、張雲逸(新四軍江北總指揮)を同副軍長に任命した。これは重慶軍事委員會の命令を絶対に認めないといふ、中共の重要な意思表示だ。

かうしてゐて、延安(中共所在地)では、中央黨部發言人の名を以て、次ぎのやうなことを發表してゐる。

「何應欽等の新四軍解散は、重慶側の反共陰謀の一部を公開したものだ。反共派はこれを出発點として、内亂を以て抗戦を破

壞し、分裂を以て團結を破壞しようとする陰謀を公開的に實行しはじめたのだ。中共及び第八路軍と新四軍とは、次の目的を達せんがために奮闘するに決した。(一)新四軍江南部隊を殲滅しようとした陰謀者を嚴重に處罰すること。(二)捕へられた新四軍の將士を釋放し、葉挺等の軍・政幹部の生命を保障すること。(三)新四軍江南部隊の死傷兵士及びその家屬を救恤すること。(四)西北の中共根據地封鎖を取消すること。(五)中共黨員及び愛國人士の逮捕殺害を停止すること。(六)何應欽等の反共分子を肅清すること。」

これが事件直後における中共の基本的要求で、それが二月中旬から三月上旬にかけて、國民參政會に對する激烈な要求條件に發展するのであるが、それを外にして、中共の勢力範圍である陝西、甘肅、寧夏地方では、各所に民衆大會が開かれ、大いに反重慶の氣勢があげられたし、また、江蘇南部の某地にある中共東路委員會も、本事件に關する聲明書を發表して、その影響下にある各民衆團體に呼びかけた。間もなく「世界を震動させた皖南慘案」と題するパンフレットが延安で作成され、各地にバラ撒かれた。これ

には一月十三日附の朱德等の通電、延安「新中華報」社説、中共中央發言人の談話、延安「解放」誌社説等が採録されてあり、相當宣傳の効果を収めたものやうであつた。

そこへ彼等にとつての絶好の機会がきた。三月一日から開催される國民参政會である。これは抗戰時期における初歩的民意機關で、一九三八年七月に成立し、中共もこれには力瘤を入れ、毛澤東以下七人の中共幹部が、参政員として参加してゐるのであるが、その今回の大會（第二期第一次大會）への出席條件として、二月十五日左のごとく十二ヶ條から成る「善後辦法」を打電し、これを容れたら出席すると申し送つたものである。

- (一) 中共に對する挑發禁止
- (二) 新四軍解散令の取消
- (三) 何應欽、顧祝同、上官雲相の處罰
- (四) 葉挺の釋放
- (五) 新四軍兵士及び武器の返還
- (六) 新四軍死傷兵士の救恤
- (七) 支に於ける反共軍隊の撤退
- (八) 西北封鎖の取消
- (九) 愛國政治犯人の釋放
- (一〇) 一黨政府の取消
- (一一) 三民主義を實施し、孫文の遺囑を實行すること
- (一二) 親日分子の逮捕懲罰

重慶側はこれに對して、少しも耳を藉す氣色はなく、新

聞統制を強行して、こんな要求があつたといふことすら、民衆の耳に入れないやうにした。共產黨のこの種の要求は、常に宣傳の目的を持つてゐるのであつて、これ／＼のことをやつたといふことが、新聞などを通じて民衆に達すれば、それで目的の半分が完成せられるのだ。今やその手が效かず、重慶側から完全に無視されたのである。

- (一) 中共に對する軍事行動の停止
- (二) 政治壓迫を停止し、中共及びその他の政黨を承認すること
- (三) 西安、重慶、貴陽等で捕へられた政治犯人を釋放し、封鎖された書店の營業恢復を許し、各黨の意見を代表する書籍、雜誌、新聞の郵送禁止を取消すること
- (四) 「新華日報」に對する壓迫の停止

- (四) 陝甘寧邊區の合法的地位の承認
- (五) 日本軍占據地域内に在る民主行政機關を承認すること
- (六) 華北、華中、西北における現在の防備體系を維持すること

(七) 第十八集團軍のほか、別に一集團軍を成立せしめ、兩集團軍で合計六ヶ集團軍を統轄させること。

(八) 葉挺を釋放して原職に復させること。

(九) 安徽南部で捕へられたものを釋放し、死者を撫恤すること。

(一〇) 安徽で捕へられた兵士と武器の返還。

(一一) 各黨代表一人宛を以て聯合委員會を設立し、その主席は國民黨員、副主席は中共黨員たるべきこと。

(一二) 中共代表一人を國民参政會主席團に選び加入させること。

中共のこの謀略は剛に中つた。参政員の中には、人民戦線派をはじめとして、中共に傾いてゐるものも多少はあつて、それらが騒ぎだしたからである。

中共の攻勢は、新四軍事件後、大體このやうに展開して

きたのであるが、重慶側はこれに對して、出来るだけ知らぬ顔をしてゐようとした。大を化して小とし、小を化して零とするといふことは、支那政治家の慣用手段で、揚子

江南北地區に跳梁する新四軍に對して、アレだけの電撃的クーデターを加へながら、「軍紀問題に過ぎない」（蔣介石の一月二十七日演説）の一點張り、頼かむりで通し、裏面ではソ聯に多少あたまを下けてもよろしい、といふやうな、實にズルい算段をしてゐた重慶だつたのだが、國民参政會大會を利用して、中共の暴露戰術には弱つてしまつた。何とか態度を表明せねばならないことになつたので、やむを得ず、三月六日の第六次會議で、蔣は發言を求め、「私は今日政府を代表し、中共参政員の貴會に提出した各種の條件に對する態度を説明する。報告に先だち、説明せねばならぬ一點がある。それは、中共の問題に對しては、政府は本來いかなる公開的報告をもなすことを願はないといふことである。しかし今回中共参政員は、我等の全國民意機關——國民参政會に對して、正式に電報、書翰を用ひて條件を提出したのであり、その平時の言論行動と性質

が同じくないのであるから、國家・民族・作戦及び建國前途のために着想し、我等の政府と國民參政會とは、一つの正式表示をしなければならぬのである。」と前提し、滔々六千言に亘る廣長舌を振つた。

あまりの長文ゆゑ、こゝに引用することは出来ないが、要點は

- (一) 中共の提出した條件は、支那人が支那の政府に對して持ち出し得べき性質のものでない。明らかに政府に對して敵對地位に立つての要求だ。
- (二) 叛變した軍隊を制裁した軍事當局を處罰し、叛軍の損害を賠償せよといふがごとき要求を容れることは出来ない。
- (三) 國民革命軍は國家の軍隊であり、いかなる一黨の軍隊でもない。國民革命軍の一部を以て、中央の軍隊と認めることは出来ない。軍令はたゞ一個で、二個あつてはならない。
- (四) 政權はたゞ一個であるべく、一國內に二個の政權があつてはならない。國民政府の行政系統以外に、特殊政

治體制を認めよといふ中共の要求は、外患を利用して政權を奪取しようとするものだ。

- (五) 國民參政會内に在つては、黨派的立場を認めぬ。國民的立場があるのみだ。中共系參政員だけに、出席條件などいふ特殊權利、地位を認めるわけにはゆかぬ。
- (六) 中共は過去の態度を改め、一九三七年九月の宣言を忠實に履行し、中共と關係ある軍隊を軍事委員會の命令に服従させ、參政員を國民參政會に出席させよ。彼が最初にことわつてゐる通り、彼及び重慶は、中共の合法的地位を正式には認めてゐないのであつて、公開の席上で中共問題に言及することは、その最も苦痛とするところである。それにも拘はらず、その苦痛を忍んで、彼が敢へて壇上に立たなければならなかつたのは、中共の謀略攻勢がいかに激烈だつたかを語るものである。と同時に、彼が口を開いて中共を罵倒し、中共は政府(重慶)と敵對地位に立たうとするものだとか、外患を利用して政權を奪取しようとしてゐるのだとかいひ、中共の條件なるものを一つも容れず、逆に一九三七年の中共宣言實

行を責め、重慶への絶対服従を命じてゐるところに、彼及び重慶の異常な決意をみるのが出来るのではあるまいか？

中共の二十四ヶ條の條件と、これを絶対に否認した蔣の演述とを對比する時、國・共關係はほとんど斷絶したといふ觀方も成り立ち得る。一九二四―二七年の第一次國・共合作における「四・二事件」(蔣の上海クーデター)に、現下の第二次合作において、すでに到着したのだと斷定しても、大した間違ひなのではあるまいか？

たゞ往年の四・二事件は、ただちに「清黨」(共產黨驅逐)を伴ひ、半年後には完全な國・共分離となつたのであるが、今回はさう急テンポには進ばないであらう。といふのは、國際關係がまるで違つてゐるからだ。第一次合作においては、蔣を支援する英米が、國・共合作を希望せず、ソ聯のみが合作の繼續を望んでゐたのに反し、今回の第二次合作においては、ソ聯と英米の意向が國・共合作繼續に一致してゐるからだ。かうした國際關係から観てくると、最近新聞電報で報ぜられた、國・共問題に關する特殊委員會

の設置説の内幕がよく判るのである。

畢竟、國・共が分裂するためには、現在の國際關係の變化が必要なのである。すなはち英米の完全な後退である。英米が支那から後退し、國・共合作を希望するものがソ聯一國となつた時、はじめて分裂が實現するであらう。さうして、この分裂が全面和平への一步を意味することは、多言の要はあるまい。

### 豫 大東亞共榮圈及び 告 太平洋要圖

四月三十日發行の週報に、大東亞共榮圈と太平洋の要圖を添附します。大きさは國定規格A1版(週報十六頁大)、オフセット三度刷。列國の海軍基地、航空基地、潜水艦基地、その他各國の定期航空路など、波高き太平洋や南方認識の好資料と思ひます。

定價は本誌とも十錢

週報四月三十日號附錄



# 保険之不世 貯蓄奉公



## 日清生命

本社の東京丸の内

露光量違いにより重複撮影

### 文部省推薦図書だより

◇ふしぎな池(三年生) 倉島興志(著) 本書は、大體三年生の児童向きとして編纂されたもので、「猿のきんぎょ」以下十四篇を収め、現実的な童話、空想的な童話など色々な性質の作品が著者一流の巧みな筆を以て描かれ、児童の豊かな想像力をよく引き出している。(一冊 四六頁 定価二四八円) 発行東京市立児童館、七通社、振替東京八〇八五

◇鳩とりんご(四年生) 小川未明(著) 本書は「鳩とりんご」等の降つた日、天下無敵大體四年生向きの童話二十篇を収め、四季折々の少年の日の哀愁や、家族、友人の間に醸し出される人間味をよく描いてゐる。(一冊 四七頁 定価二四八円) 発行東京市立児童館、七通社、振替東京八〇八五

◇日出づる園の子(山中宗太郎(著) 陸軍幼年学校入学の志望に燃える三少年を中心とした物語を、次いで幼年学校生徒としての修練期間の生活を感動的に且つ興味深く描いたもので、国民学校高学年、中等学校初年級向き、殊に幼年学校志望者に好適なものとして推奨する。(四六頁 二六頁 定価一四二円) 発行東京市立児童館、七通社、振替東京六九二二

◇萬葉集物語(訂正版) 森岡美子(著) 難解な萬葉集の歌を児童に親ませ、萬葉時代の日本人の生活を多少なりとも理解させようとの意図から、萬葉集中の百七十餘首について

て物語風に興味深く平明に解説したもので、歌は何れも短歌を主とし、「政治と都」「皇室尊榮」「外交」「衣食住」「行幸」等その他十四の項目にそれな特色ある歌を選び、適切な解説と歴史的背景を加へ更に寫真、地圖等を挿入し、附録として「萬葉集の研究」の一編をそへその理解を助けてゐる。国民学校六年以上中等学校生徒向きとして認める。(四六頁 二〇頁 定価二四八円) 発行東京市立児童館、七通社、振替東京六二七〇

◇西洋文學選(島崎藤村著) 本書は著者が西洋の少年少女文學中、特に最近の作家スウェーデン、ハウ、ハドソン、ツルゲネフ、フレンデル、アンデルセン等の作品十三篇を選び編纂したもので、本書は最近の西洋少年少女文學への理解を深める好伴侶として国民学校高学年及び中等学校初年級生徒諸君にお勧めする。(一冊 四七頁 二七頁 定価一四二円) 発行東京市立児童館、七通社、振替東京八〇八五

◇隣組と常會(常會運営の基礎知識) (鈴木嘉一著) 本書は、極めて要領よく、分り易く隣組、常會について、その意義沿革、目的、常會の働き方、實施上の注意等の基礎知識となるべき事項を記述したもので、論旨概ね正確を射てゐる。隣組、常會の指導者、司會者の好参考書。(四六頁 二七頁 定価一四二円) 発行東京市立児童館、七通社、振替東京六〇六五

週報	昭和十六年四月九日発行	定価	御注意
編輯者 東京市立児童館	印刷局 東京市立児童館	一部 五錢	▲本誌より轉載の場合は、必ず、御報告何種も、局に御報告願ひ下さいます。
發行所 東京市立児童館	印刷局 東京市立児童館	▲外埠郵便に依る場合は、送料(郵費)に依る場合は、送料(郵費)を以て前金にて御申込み下さい。	▲本誌記事の無断轉載は致しません。
東京市立児童館	印刷局 東京市立児童館	▲特大號の場合は、其の都度御報告金より郵費を引かれます。	▲掲載記事に對する御報告や指摘に對しては、御意見も御報告願ひ下さいます。
東京市立児童館	印刷局 東京市立児童館	▲本誌を他へお送りの場合は、郵費(一部五厘)を本誌へ御報告願ひ下さいます。	▲本誌へ御報告願ひ下さる場合は、内閣印刷局へ

週

報

昭和十六年四月九日 第一種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

力の後銃債國本め来



債國變事那支

日二月五日 日一十二月四

省信遞 省藏大 出寄局便郵

内閣印刷局印刷發行

(判[A5]格規定國はさき大の書本)